

処分者一覧（令和7年11月28日現在）

◎厚生労働大臣による懲戒処分

■処分を受けた会員

支部 種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡中央 開業	光安 弘子	40020074 4010904	光安会計・労務事務所 福岡市中央区舞鶴3-2-1D S福岡ビル4F

(処分の内容)

社会保険労務士業務の停止（令和5年3月18日から1年）

(処分の理由)

キャリアアップ助成金（正社員化コース）の申請を提出代行するに当たり、自身が副所長を務める光安会計・労務事務所の補助者をして同申請の規定の添付書類である「労働条件変更通知書」（2通）を偽造させ、福岡労働局職業安定部職業対策課助成金センターへ提出した行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項及び同法第25条の3に該当するため。

◎福岡県社会保険労務士会の処分

■処分者

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡南 開業	長田 剛一	40050076 4011067	ナガタ社会保険労務事務所 福岡市南区花畠2-27-9-203
福岡東 勤務	塚本 陽一	40090084 4021838	
福岡東 開業	淵上 洋平	40150081 4011674	ちとせ労務管理事務所 福岡市東区香椎1-10-5-518

(処分をした年月日)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

(処分内容)

会員権停止（令和 7 年 1 1 月 2 9 日から 1 年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和 5 年度倫理研修の未受講に係る「会員権停止」処分を受けたにもかかわらず、令和 6 年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第 5 条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第 4 7 条第 1 項第 2 号及び倫理研修規程第 8 条第 1 項第 2 号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支 部 種 別	氏 名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡南 開業	長田 剛一	40050076 4011067	ナガタ社会保険労務事務所 福岡市南区花畠2-27-9-203
福岡東 勤務	塚本 陽一	40090084 4021838	
北九州 勤務	佐野 直之	40080088 4022060	

(処分をした年月日)

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

(処分内容)

会員権停止（令和 6 年 1 1 月 2 9 日から 1 年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「会員権停止」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかった。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支部 種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡東 開業	淵上 洋平	40150081 4011674	ちとせ労務管理事務所 福岡市東区香椎1-10-5-518

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

会員権停止（令和6年11月29日から1年）。ただし、会員権停止期間中に倫理研修が実施され、これを受講した場合、会員権停止処分は受講した日までとし、会員権停止処分を解除する。

(処分理由)

令和4年度倫理研修の未受講に係る「訓告」処分を受けたにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかつた。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第2号及び倫理研修規程第8条第1項第2号の「会員権停止」処分に該当する。

■処分者

支部 種別	氏名	登録番号 会員番号	事務所名称及び所在地
福岡中央 勤務	豊島 博之	40010036 4021840	

(処分をした年月日)

令和6年11月28日

(処分内容)

訓告

(処分理由)

令和4年度倫理研修に係り、本会が福岡県社会保険労務士会会則第40条の5及び倫理研修規程第7条の指導を行ったにもかかわらず、令和5年度に、倫理研修を受講せず、倫理研修規程第5条（受講猶予措置等）の手続を行わなかつた。このことは、福岡県社会保険労務士会会則第47条第1項第1号及び倫理研修規程第8条第1項第1号の「訓告」処分に該当する。